

令和 5 年第 4 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和 5 年 12 月 14 日提出 追加議案第 9 号、第 10 号)

付 議 事 件

第 4 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 9	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	市 長	P 3
追加 10	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）	”	P 7

追加議案第 9 号

さくら市国民健康保険税条例の一部改正について

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 14 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成 17 年さくら市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の

- 属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
 - 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

追加議案第 10 号

令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 8,644 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 237 億 1,718 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 14 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
20 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,459,012	268,711	3,727,723
1,062,316	268,711	1,331,027
552,777	17,733	570,510
552,777	17,733	570,510
23,430,741	286,444	23,717,185

歳 出

款	項
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 3 生 活 保 護 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,542,633	268,711	2,811,344
2,142,160	268,711	2,410,871
7,114,681	17,733	7,132,414
3,108,601	12,948	3,121,549
586,396	4,785	591,181
23,430,741	286,444	23,717,185

令和5年度さくら市一般会計補正予算
(第9号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国庫	支出金	3,459,012
20 繰越	金	552,777
歳入合計		23,430,741

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
268,711	3,727,723	
17,733	570,510	
286,444	23,717,185	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総 務 費	2,542,633	268,711
3 民 生 費	7,114,681	17,733
歳 出 合 計	23,430,741	286,444

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,811,344	268,711				
7,132,414				17,733	
23,717,185	268,711			17,733	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
15		国庫支出金	3,459,012	268,711	3,727,723
	2	国庫補助金	1,062,316	268,711	1,331,027
		1 総務費国庫補助金	260,157	268,711	528,868
20		繰越金	552,777	17,733	570,510
	1	繰越金	552,777	17,733	570,510
		1 繰越金	552,777	17,733	570,510

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務費補助金	268,711	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 268,711

1 繰越金	17,733	前年度繰越金 17,733

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	2,542,633	268,711	2,811,344	268,711			
	1 総務管理費	2,142,160	268,711	2,410,871	268,711			
	9 情報処理費	321,321	477	321,798	477			
	15 特別給付金 交付事業費	163,193	268,234	431,427	268,234			

3	民生費	7,114,681	17,733	7,132,414				17,733
	1 社会福祉費	3,108,601	12,948	3,121,549				12,948
	2 障がい者福 祉費	1,269,436	12,948	1,282,384				12,948
	3 生活保護費	586,396	4,785	591,181				4,785
	1 生活保護総 務費	54,157	4,785	58,942				4,785

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	477	○住民情報関連システム管理事業 業務委託料	477 477
10 需用費	100	○住民税非課税世帯支援給付金事業（追加給付分） 消耗品費	268,234 100
11 役務費	795	通信運搬費	415
		手数料	380
12 委託料	1,339	業務委託料 交付金	1,339 266,000
18 負担金、補助 及び交付金	266,000		

12 委託料	2,000	○地域生活支援事業 業務委託料	12,948 2,000
21 補償、補填 及び賠償金	10,948	補償金 賠償金	8,640 2,308
12 委託料	1,294	○生活困窮者自立支援事務 業務委託料	4,785 1,294
21 補償、補填 及び賠償金	3,491	補償金 賠償金	2,981 510